

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都杉並区高井戸東3丁目8番13号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） ケンコーマヨネーズ株式会社 代表取締役社長 2023年6月28日変更 変更前：炭井孝志 変更後：島本國一					
主たる業種	ソース製造業						
	細分類番号	0	9	4	3		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	工場における、エネルギーの維持管理を確保するために「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、地球温暖化防止を図る。						
計画を推進するための体制	環境管理推進委員会を設置し、省エネを図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,163.4 トン	11,177.1 トン	10,435.8 トン	10,693.3 トン	-11.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,912.5 トン	11,177.1 トン	10,435.8 トン	10,693.3 トン	-9.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	CO2の削減対策として、ボイラの台数制御や立上げ時間の見直しを行いました。その成果が出ており基準年度対比での削減が進んでいます。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量)	41.66	44.89	41.41	41.13	1.96 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		実績に対する自己評価	令和3年度も前年度に引き続きコロナ禍による経済活動の低迷を受けて生産数量は基準年度より現象しているが、上記の排出削減効果により原単位は基準年度以下に抑えられている。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	95.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	生産スケジュールを調整し、製造ラインの夜間運転の停止を実施					
	(3)年度	ボイラの台数制御及び、立上げ時間の見直しを実施					
	(4)年度	ボイラ及び冷蔵施設の台数制御を実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカー通勤のほかに、合理的な手段がないため措置が実施していない。ただし「エコドライブ10のすすめ」およびアイドリングストップを推進しています。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	引き続き啓蒙活動を実施していきます。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	製品端数の有効活用として、舞鶴市の「NPO法人まちづくりサポート」へ提供しイベント等で活用して取組を、2021年度より開始しております。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。